

下水道へ接続のお願い

～清潔で快適な生活を実現するために～

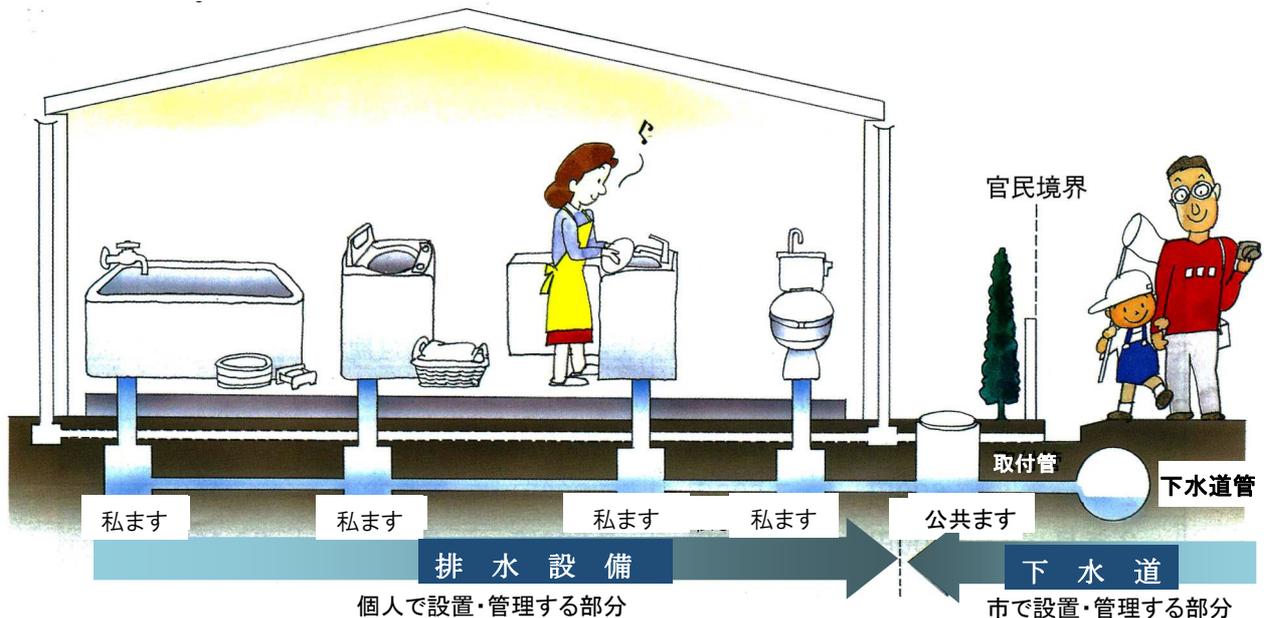
公共下水道は、清潔で快適な生活環境の向上や川や海の水質保全のために欠かすことのできない大切な公共施設です。

公共下水道が整備され、使用できる区域の家庭や事業所は、速やかに下水道へ接続くださるよう御理解と御協力をお願いいたします。

排水設備工事について

排水設備工事は、宅地内のトイレや台所、浴室などの汚水を「公共ます」まで流すために必要な工事です。

下水道処理開始区域内の建物の所有者が自己負担で行うことになります。また、借家の方など土地や建物の所有者以外の方も排水設備工事を行うことができますが、所有者の同意が必要となりますので、お互いに十分に話し合いをした上で手続きを進めてください。



排水設備工事はお早めに

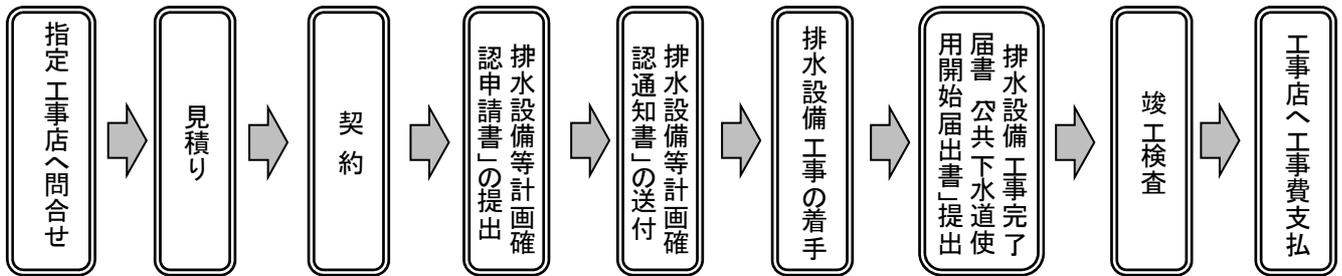
公共下水道が使用できるようになった区域では、速やかに下水道に接続していただくことになります。また、くみ取り式のトイレは、処理開始の日から3年以内に下水道へ直接流す水洗式のトイレに改造するよう下水道法で定められていますので、早めに排水設備工事をしていただくようお願いいたします。

排水設備工事の方法

排水設備は、良好な状態で安心して使っていただくために、下水道についての知識と専門的な技能を備えた技術者がいる指定工事店でなければ工事をするできません。

まずは、別紙の指定工事店にお問合せください。指定工事店は見積りから工事の施工、竣工までの手続を代行してくれます。

申込みからの流れ



工事の契約は、皆様と指定工事店の間で行うものです。施工期間、工事の費用等について、十分納得の上で契約するようにしましょう。

融資及び利子補給制度

排水設備工事や、トイレの改造工事を一日でも早く実施していただくため、融資制度及び利子補給制度を設けておりますので御利用ください。

① 融資を希望する方は、工事申込時に市または指定工事店に、御相談ください。



② 工事に要する見積書を持参の上、金融機関に資金計画等を御相談ください。



③ 金融機関との相談の後、「排水設備等設置資金借入申込書」及び見積書を市または指定工事店に提出してください。

項目	内容
限度額	200万円
対象者の要件	○建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者であること。 ○納期限の到来した市税及び受益者負担金を完納していること。 ○償還能力を有していること。 ○金融機関で定める要件を備えていること。
利率	金融機関との定めによる
融資期間	60か月以内(元利均等月賦償還)
利子補給	排水設備工事を完了した日が供用開始から 1年以内 …利子の 全額 が補給されます。 2年以内 …利子の 75% が補給されます。 3年以内 …利子の 50% が補給されます。
償還方法	原則として元利均等月賦償還とし、融資を受けた月の翌月から償還する。
保証人	金融機関の定めによる。

下水道使用料

下水道使用料は、下水道施設の維持管理費及び借り入れた資金の元利償還金に充てるため、下水道へ排除した汚水量に応じて納めていただくものです。

毎月、水道料金と一っしょに納めていただきます。なお、すでに水道料金を口座振替で納めている方は、下水道使用料も同じ口座から引き落としさせていただきます。

基本使用料金 (10 m ³ まで)	超過使用料金(10 m ³ を超えた分)	
	汚水量(m ³)	料金
1,500円	1 m ³ あたり	195円

(上記料金により算定した合計額に10%の消費税がかかります。)

下水道に関するお問合せは
三条市 建設部 上下水道課
 〒955-0192
 三条市荻堀 830 番地 1 (下田庁舎)
 電話 0256-46-5903